

障害者総合支援法に基づくふじトピア障害福祉サービス事業所(短期入所)運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人鳳会が設置するふじトピア障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの短期入所（以下「短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な短期入所の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 短期入所の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとする。

3 短期入所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者総合支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」(平成18年厚生労働省第58号)に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第3条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者の設置、委員会の設置、指針の整備、定期的な研修の実施等必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ふじトピア障害福祉サービス事業所
- (2) 所在地 静岡県藤枝市時ヶ谷417番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数、及び職務の内容は、次のとおりとする。
ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変更することがある。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業員の管理、短期入所の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている短期入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1名以上

医師は、健康チェック及び急変時の対応を行う。

(3) 看護職員 4名以上

看護師は、健康管理や療養上の世話をを行う。

(4) 介護職員 27名以上

介護職員は、日常生活上の介護を行う。

(5) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能訓練を行う。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、1日あたり20人とする。

ただし、一時的に入所定員が満たない場合であって、入所者の処遇に支障がない場合は、入所者の処遇に利用されていない居室の全部又は一部を用いて短期入所を行うことができるものとする。

(短期入所を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）

(2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）

(3) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

(短期入所の内容)

第8条 事業所で行う短期入所の内容は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴又は清しき

(3) 身体等の介護

(4) 機能訓練

(5) 生活相談

(6) 健康管理

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定短期入所を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。

3 前2項のほか、次に定める費用については、支給決定障害者等から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る費用

(ア) 1日につき 1,600円

(イ) 朝食 1食につき 330円

(ウ) 昼食 1食につき 710円

(エ) 夕食 1食につき 560円

ただし、障害者総合支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(2) 居室に係る光熱水費 1日につき 330円

(3) 日用品費の実費

(4) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 事業者が定めた諸規則を守るとともに、他の利用者に迷惑を及ぼし、集団生活を乱すような言動を慎むこと。

(2) 利用者は事業所の施設、設備等を本来の用途に従って利用するものとし、故意又は重大な過失によって滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には自己の費用によって現状に復するか又は、相当の代価を支払うものとする。

(3) 火気使用指定場所以外で喫煙しないこと。

(4) 利用予定日の変更、取り消しをする場合は事前に連絡すること。

- (5) 高額な現金、高価な物件の持込みはしないこと。
- (6) 従業者や他の利用者に対し宗教活動、政治活動をしないこと。
- (7) 動物の持込みはできないこと。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 現に短期入所の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告するものとする。
- 2 主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

- 第13条 事業所は、利用者又はその家族から苦情があった場合は、迅速かつ適切な対応をするものとする。
- 2 提供した指定短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により静岡県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は静岡県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は静岡県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他設備及び飲料水について必要な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよう、指針を整備し、定期的な委員会の開催、並びに研修及び訓練を実施等必要な措置を講ずるものとする。

(身体拘束に関する事項)

第15条 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じるものとする。

(事業継続計画の策定)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、介護サービスの継続的に実施、早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的実施するなどの措置を講じるものとする。

(ハラスメント対策)

第17条 事業所は、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業所の責任を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組むものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、障害者総合支援法第29条第1項に規定する、指定障害福祉サービス事業所等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人鳳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成18年10月1日から施行する。

「ふじトピア短期入所事業所運営規程」(平成17年9月1日施行)は、平成18年9月30日をもって廃止する。

この規程は平成24年4月1日から施行する。

この規程は平成25年4月1日から施行する。

この規程は令和4年7月1日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。

1 サービスを提供する事業者

法人種別	鳳会
法人所在地	社会福祉法人
電話番号	054-638-5252
代表者氏名	理事長 増田光春
設立年月日	平成12年1月26日

2 ご利用施設

施設の名称	ふじトピア障害福祉サービス事業所
施設の種類	空床型
事業所番号	静岡県 2215300100号 (平成18年10月1日指定)
施設の目的	障害者総合支援法に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に短期入所サービスを提供します。
施設開設年月日	平成13年2月13日
入所定員	指定短期入所生活介護 20名 空床型
運営方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、入浴、排泄、食事等の身体介護その他生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持と家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。事業者はこの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し市町村その他の保健医療または福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業実施地域及び営業時間

事業実施地域	藤枝市
営業日	年中無休
受付時間	(月)～(金) 8:30～17:30
サービス提供時間	24時間

4 施設の設備等の概要

(1) 居室			
居室の種類	室数	一人当たりの広さ	備考
個室（一人部屋）	8室	15.11㎡	
4人部屋	3室	11.48㎡	

(2) 居室以外の施設整備の概要			
施設整備の種類		面積	備考
食堂・ダイニング	1室	172.24㎡	
一般浴室	1室	27.50㎡	
機械浴室（特殊浴槽）	1室	21.15㎡	
機能訓練室	1室	18.31㎡	
医務室	1室	19.25㎡	
静養室、面接室、その他	3室	49.54㎡	

※当施設では、居室以外上記の施設設備をご利用いただくことができます。これらは、指定短期入所生活介護事業所において設置が義務付けられている施設設備です。これらの設備の利用については、利用者に特別ご負担いただく費用はありません。

(3) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設での可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

(4) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の施設・設備をご利用いただく際に、恣に破損させた場合は弁償していただきますのでご注意ください。

居室等の利用	施設内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
来訪・面会	面会は自由です。面会者は面会時間（9：00～20：00）を遵守し、必ずその都度玄関受付にある面会票に必要事項をご記入ください。
外出	外出の際には必ず行先と帰所時間を職員に届け出て下さい。
喫煙	喫煙コーナーでお願いします。所定の場所以外は禁煙です。
飲酒	ご相談下さい。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。

宗教活動等	当事業所の職員や他の利用者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは出来ません。
医療機関への受診	主治医への受診は原則としてご家族の付き添いをお願いします。服薬中の薬を持参して下さい。
所持品・現金等の管理	利用者の責任において管理していただきます。高価な物品は持ち込まないで下さい。衣類や持ち物等には記名をお願いします。多額な現金は持ち込まないで下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みはお断りします。

5 施設職員の配置状況

職 種	人数	備考
施設長（管理者）	1 名	
医師（非常勤）	1 名	
生活相談員	1 名	
看護職員	4 名以上	※常勤換算 本体と合算
介護職員	27 名以上	※常勤換算 本体と合算
機能訓練指導員	1 名	※兼務
管理栄養士	1 名	

6 当施設が提供するサービスと利用料金（契約書第4条、第5条参照）

（1）介護給付対象サービス利用者負担額

食費・光熱費を除き、9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合は、利用者は利用者負担分として個別減免されない場合、サービス利用料金の1割の額を事業所にお支払いいただきます。（定率負担）

※ 介護給付費対象サービス全体の利用者負担額は、市町村が上限を定めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により当事業所への月々の利用負担額は変わることがあります。

なお、介護給付費対象サービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払いも含む）については、一旦全額を事業者にお支払いいただきます。本事業者が代理受領した支援費額については、「利用者とその都度通知します。

《サービス利用料金》

地域別単価 10.18円/日 (藤枝市7級地 3%)

福祉型短期入所サービス費 (I) (障害者 1日利用)

上限月額 円

1 ご契約者の障害区分とサービス利用料金	区分1 短期入所 5,181円	区分2 短期入所 5,181円	区分3 短期入所 5,934円
2 うちサービス利用に係る自己負担額	518円	518円	593円
3 光熱費に係る自己負担額	330円	330円	330円
4 食費に係る自己負担額	1,600円 (1日) 内訳 朝食： 330円 昼食： 610円 おやつ： 100円 夕食： 560円	1,600円 (1日) 内訳 朝食： 330円 昼食： 610円 おやつ： 100円 夕食： 560円	1,600円 (1日) 内訳 朝食： 330円 昼食： 610円 おやつ： 100円 夕食： 560円
5 ご負担額合計 2 + 3 + 4	2,448円	2,448円	2,523円
1 ご契約者の障害区分とサービス利用料金	区分4 短期入所 6,596円	区分5 短期入所 7,981円	区分6 短期入所 9,396円
2 うちサービス利用に係る自己負担額	659円	798円	939円
3 光熱費に係る自己負担額	330円	330円	330円
4 食費に係る自己負担額	1,600円 (1日) 内訳 朝食： 330円 昼食： 610円 おやつ： 100円 夕食： 560円	1,600円 (1日) 内訳 朝食： 330円 昼食： 610円 おやつ： 100円 夕食： 560円	1,600円 (1日) 内訳 朝食： 330円 昼食： 610円 おやつ： 100円 夕食： 560円
5 ご負担額合計 2 + 3 + 4	2,589円	2,728円	2,869円

福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）（障害者 日中利用なし）

上限月額 円

1 ご契約者の障害区分とサービス利用料金	区分1 短期入所 1,761円	区分2 短期入所 2,443円	区分3 短期入所 2,443円
2 うちサービス利用に係る自己	176円	176円	244円
3 光熱費に係る自己負担額	330円	330円	330円
4 食費に係る自己負担額	1,600円（1日） 内訳 朝食： 330円 昼食： 610円 おやつ： 100円 夕食： 560円	1,600円（1日） 内訳 朝食： 330円 昼食： 610円 おやつ： 100円 夕食： 560円	1,600円（1日） 内訳 朝食： 330円 昼食： 610円 おやつ： 100円 夕食： 560円
5 ご負担額合計 2 + 3 + 4	2,106円	2,106円	2,174円
1 ご契約者の障害区分とサービス利用料金	区分4 短期入所 3,237円	区分5 短期入所 5,364円	区分6 短期入所 6,128円
2 うちサービス利用に係る自己	323円	536円	612円
3 光熱費に係る自己負担額	330円	330円	330円
4 食費に係る自己負担額	1,600円（1日） 内訳 朝食： 330円 昼食： 610円 おやつ： 100円 夕食： 560円	1,600円（1日） 内訳 朝食： 330円 昼食： 610円 おやつ： 100円 夕食： 560円	1,600円（1日） 内訳 朝食： 330円 昼食： 610円 おやつ： 100円 夕食： 560円
5 ご負担額合計 2 + 3 + 4	2,253円	2,466円	2,542円

福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）（障害児 1日利用）

上限月額 円

1 ご契約者の障害区分とサービス利用料金	区分1 短期入所 5,181円	区分2 短期入所 6,260円	区分3 短期入所 7,981円
2 うちサービス利用に係る自己負担額	518円	626円	798円
3 光熱費に係る自己負担額	330円	330円	330円
4 食費に係る自己負担額	1,600円（1日） 内訳 朝食： 330円 昼食： 610円 おやつ：100円 夕食： 560円	1,600円（1日） 内訳 朝食： 330円 昼食： 610円 おやつ：100円 夕食： 560円	1,600円（1日） 内訳 朝食： 330円 昼食： 610円 おやつ：100円 夕食： 560円
5 ご負担額合計 2 + 3 + 4	2,448円	2,556円	2,728円

福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）（障害児 日中利用なし）

上限月額 円

1 ご契約者の障害区分とサービス利用料金	区分1 短期入所 1,761円	区分2 短期入所 2,840円	区分3 短期入所 5,364円
2 うちサービス利用に係る自己負担額	176円	284円	536円
3 光熱費に係る自己負担額	330円	330円	330円
4 食費に係る自己負担額	1,600円（1日） 内訳 朝食： 330円 昼食： 610円 おやつ：100円 夕食： 560円	1,600円（1日） 内訳 朝食： 330円 昼食： 610円 おやつ：100円 夕食： 560円	1,600円（1日） 内訳 朝食： 330円 昼食： 610円 おやつ：100円 夕食： 560円
5 ご負担額合計 2 + 3 + 4	2,106円	2,214円	2,466円

※指定短期入所を利用した場合に、利用開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき30単位を加算 ⇒ 30円/日

(2) この他、理美容費や利用者個人の事情により必要となる嗜好品等については、それに係る実費が利用者の負担となります。

理容代金

男性：カット 1700円

美容代金

女性；カット 2000円

(3) 支払い方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し翌月10日までに請求しますので、20日までにお支払いください。

支払いは、原則として現金または指定口座に振り込みでお願いします。

ア. 現金での支払い（事務窓口まで）

イ. 下記指定口座への振り込み

- ・しずおか焼津信用金庫 いかるみ支店 普通預金 0140266
- ・ふじトピア短期入所生活介護事業所 施設長 増田啓介

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第5条参照）

①利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日17：00までに事業所に申し出ください。

②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当事由がある場合は、この限りではありません。

記

利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料

利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 当日の利用料金の10%

(5) 利用料金の変更

経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合変更の内容と、変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(6) 施設サービスの内容

①	日常生活支援		
	食事	(食事時間)	朝食 7:30
			昼食 12:00
			夕食 18:00
	入浴	週に最低2回入浴を行います。 ただし、利用者の心身の状況により入浴することが困難な場合は清拭となる場合があります。	
理美容サービス	当施設内において、毎月第2・4水曜日の午前中に理美容サービスを実費にて実施しています。		
	相談・助言	利用者及びご家族等の相談を承ります。	
②	機能・生活支援	日常生活を送るのに必要な機能維持を目指した支援を行います。	
③	余暇活動等支援	季節に応じて様々な行事を行っています。	
	行事 レクリエーション	利用者の希望によりレクリエーション等の活動に参加していただくことが出来ます。なお、材料費等実費をいただく場合があります。	
④	保健医療サービス 健康管理	日常的には、看護師が健康管理を行います。	

(7) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条5項）

事業所は、関係法令及び当施設個人情報保護方針に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

(8) 事故と損害賠償（契約書第9条5項）

事業所は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに家族・市町村に連絡をして必要は措置を講じます。また、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

市 町 村	市町村名	
	担当部・課名	
	電話番号	

(9) 緊急時の対応方法（契約書第8条1項）

利用者の容態に急変があった場合、その他必要な場合には下記のご家族へ速やかに連絡し、利用者の指定する医療機関と連携を取りながら救急治療あるいは緊急入院等必要な措置が受けられるようにします。

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

【利用者の主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
診療科目	

(10) 協力医療機関

当施設が定めている協力医療機関は次の通りです。

(但し、下記の医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

医療機関名	藤枝市立総合病院
所在地	藤枝市駿河台4丁目1番11号 ※当施設から車で約20分です。
電話番号	054-646-1111
診療科目	内科他

(11) 非常災害時の対応

非常時の対応	ふじトピア防災対策規程により対応します。
防火管理責任者	下田 和正
防災訓練	通報訓練・避難訓練・消火訓練等を実施。
防災設備	・屋内消火栓 ・消火器 ・スプリンクラー ・ガス漏れ報知器

(12) この契約に関する苦情・相談窓口（契約書第15条参照）

当施設ご利用相談・苦情窓口

担当者	障害福祉サービス事業所 相談員 小池弘美
電話番号	054-638-5254
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～16:30 但し、祝祭日、12月29日～1月3日を除く

法人における苦情窓口

担当者	地域包括支援センター センター長 内村宣子
電話番号	054-638-5252 FAX 054-638-5255
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～16:30 但し、祝祭日、12月29日～1月3日を除く

当施設以外に、行政機関その他の相談・苦情窓口でも受け付けています。

担当部署	藤枝市役所 障害福祉課
電話番号	054-643-3149
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15

静岡県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても市区町村や県と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	静岡県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	054-653-0840
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00

(13) 法人の虐待防止に関する責任者

虐待防止に関する責任者	施設長 増田啓介
-------------	----------

(14) 藤枝市虐待防止センター窓口

担当部署	藤枝市障害者虐待防止センター
電話番号	054-643-3149
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00

※夜間休日 054-643-3111

(15) 第三者評価の実施状況

① 実施している	
・実施日	年 月 日
・評価機関名	
・結果の開示状況	
② 実施していない	

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に
基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 静岡県藤枝市時ヶ谷4 1 7 番地2

(名称) ふじトピア障害福祉サービス事業所

(説明者)

職 種

氏 名

㊞

私は契約書及び本書面により、これから受ける指定短期入所生活介護サービスの重要
な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住 所)

(氏 名)

㊞

代理人または立ち合い人等

(住 所)

(続 柄)

(氏 名)

㊞